

行政常任委員会報告

令和 8 年 7 月 13 日

午前 10 時 30 分開議

議 事 堂

◎ 日程

1 市民課

(1) 財産の取得について

2 財政課

(1) 財政再生計画の変更について

(2) 令和 8 年度補正予算について (補正予算調書)

◎ 出席委員 (7 名)

高 間 澄 子 君

荒 井 周 司 君

徳 谷 康 憲 君

工 藤 政 則 君

君 島 孝 夫 君

櫻 井 暁 君

千 葉 勝 君

◎ 欠席委員 (0 名)

◎ 出席者職氏名

副市長兼財政課長事務取扱 芝 木 誠 二 君

総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長

板 垣 克 巳 君

地域振興課長 瀧 口 健 太 君

主幹兼財政係長 池 徳 嗣 君

上下水道課長 矢久保 六 玄 君

市民課長 外 崎 伸 一 君

事務局長 堀 靖 樹 君

主幹 志 茂 隆 君

書記 大 井 友 彦 君

【委員長挨拶】

(高間委員長)

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。

理事者側からは、副市長、総務企画課長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。市民課、財政課の報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【市民課】

(高間委員長)

それでは、市民課より報告を受けて参ります。

市民課長。

(市民課長)

それでは、市民課のほうからは報告事項1件、財産の取得についてでございます。

概要です。じん芥収集車を購入する入札におきまして、予定価格が2,000万円以上でありましたことから、地方自治法第96条第1項第8号及び夕張市財産条例第2条の規定によりまして、本件に係る議案を夕張市議会に提出するものでございます。

取得する財産でございます。プレス式じん芥収集車2台の購入です。契約の相手方、北富士産業機械株式会社。仮契約金額4,070万円。納入期限は令和10年3月31日となっております。

下に枠をつけまして、参考ということで法令を付しております。

地方自治法の第96条のほうに、条例で定める財産の取得や処分については、議会の議決を得なければならないということで、この「条例で定める」を受けまして、夕張市財産条例の第2条中段です。予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払いということで、今回の場合は予定価格2,000万円以上の動産の買入れ、こちらに該当しますことから、今後、夕張市議会に本件について議案を提出するものでございます。

説明については以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、市民課の報告に対する質疑を終わります。

【財政課】

（高間委員長）

それでは、次に財政課より報告を受けて参ります。

副市長。

（副市長）

財政課からは案件２点の報告をさせていただきます。

まず、報告事項の１点目、財政再生計画の変更につきまして、資料１-１をご覧ください。

計画変更の基本的な考え方といたしましては、今回の財政再生計画の変更は、令和８年度第２次（６月）変更以降に生じた新たな課題に対応するものであります。

歳入歳出の計画変更額は１,０６６万５,０００円となります。変更に伴い必要となる財源につきましては、石勝線代替輸送確保基金繰入金の特定財源を活用するほか、一般財源は国庫支出金、財政調整基金繰入金で対応するため、再生計画期間の変更はございません。

資料の説明は、先に歳出関係で変更のある事業について説明し、その後、歳入の説明に入ります。

なお、資料に記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っており、内容に変更が生じる場合がありますことをあらかじめご承知おき願います。

まず１番目、歳出関係、歳出総額は１,０６６万５,０００円です。

No.１、夕張支線代替輸送運営費等補助金。

当初予算に計上した市内路線バスの運行に必要な車両購入費補助につきまして、中東情勢に伴う輸入品価格の上昇等により、車両価格が当初予算編成時に比べ大幅に上回る見込みであることから、増加分を計上するものでございます。変更額は１３４万２,０００円、財源は石勝線代替輸送確保基金繰入金でございます。

歳出の２点目、水道基本料金等減免として、水道事業会計への繰り出しです。

先に成立した国の補正予算により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が増額となったことを受け、物価高騰の影響を受けている市民及び企業等の負担の軽減を図るため、一般用給水に係る水道使用料金の減免措置につ

きまして、当初 4 月から 5 月分としていた実施期間を 1 か月間延長し、6 月分まで実施するものでございます。変更額は 932 万 3,000 円、財源は全額一般財源です。

次に、歳入です。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。

No. 1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、歳出の No. 2 の財源となるものでございますが、決算統計上、一般財源となります。

No. 3、石勝線代替輸送確保基金繰入金につきましては、歳出 No. 1 の財源となるものでございます。

No. 2、財政調整基金繰入金は、残る一般財源の不足分を繰入れするものでございます。

資料 1-2 は、今回の計画変更を性質予算別にまとめたものとなりますので、ご参照ください。

報告事項 1 点目、財政再生計画の変更については以上であります。

次に、報告事項の 2 点目、令和 8 年度補正予算についてであります。資料の 2 をご覧ください。

1 ページは、一般会計補正額の款別総括であります。補正総額は 1,066 万 5,000 円で、補正後の予算総額は 111 億 9,866 万 4,000 円となります。

2 ページは、一般会計における事項別明細の補正を記載しております。内容につきましては、先ほど資料 1-1 で説明しました計画変更の内容と同様となっておりますので、個別の説明は割愛とさせていただきます。

以上、一般会計補正予算の説明を終わります。

水道事業会計の補正の説明につきましては、上下水道課長より説明いたします。

(高間委員長)

上下水道課長。

(上下水道課長)

水道事業会計補正予算について、補正予算調書によりご説明いたします。

調書裏面の 1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

水道事業収益、営業収益の内容であります。物価高騰の影響を受けている市民及び事業者を支援するため、臨時用及び公的機関を除く契約者を対象に、給水使用料の基本料金及び量水器使用料金の減免措置について、当初 4 月分から 5 月分としていた実施期間を 1 か月延長しまして、6 月分まで実施する経費 918 万 4,000 円を減額補正しようとするものでございます。

営業外収益においては、水道料金等の減免分及びシステム改修費について、

他会計補助金 932 万 3,000 円を増額補正しようとするものであります。

次に、水道事業費、営業費用の内容であります。総係費において、水道料金の基本料金を一律免除するためのシステム改修費といたしまして、委託料 13 万 9,000 円を増額補正するものであります。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の収支差引は、ゼロ円となります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

(高間委員長)

ありがとうございます。それではこれより、財政課、上下水道課から説明がありました報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(高間委員長)

それでは、ないようですので財政課の報告に対する質疑を終わります。

【閉会】

(高間委員長)

以上で、本日本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じたいと思います。

お疲れさまでした。

午前 10 時 40 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 高 間 澄 子
